

入院等に当たっての保証金の取扱いについて

保証金については、「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」(平成17年保医発第0901002号)により、患者側への十分な情報提供、同意の確認や内容、金額、積算方法等の明示などの適正な手続を確保することを求めた上で、現行の医療保険制度上許容しているところである。

- 療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて (平成17年9月1日保医発第0901002号保険局医療課長通知) (抄)

4 その他

なお、上記に関連するものとして、入院時や松葉杖等の貸与の際に事前に患者から預託される金銭(いわゆる「預かり金」)については、その取扱いが明確になっていなかったところであるが、将来的に発生することが予想される債権を適正に管理する観点から、保険医療機関が患者から「預かり金」を求める場合にあっては、当該保険医療機関は、患者側への十分な情報提供、同意の確認や内容、金額、積算方法等の明示などの適正な手続を確保する。

第1回 社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会

議事次第

日時 平成19年9月27日（木）
13時～15時
場所 全国都市会館
3階「第2会議室」

- 1 開会
- 2 政策統括官（社会保障担当）挨拶
- 3 委員紹介
- 4 座長選任
- 5 議題
 - (1) 社会保障カード（仮称）に関する議論の経緯について
 - (2) 現行の関連制度について
 - ・ 年金情報の確認や医療費通知等について
 - ・ 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準
(内閣官房情報セキュリティセンターから説明)
 - (3) ICカードについて(保健医療福祉情報システム工業会から説明)
 - (4) 今後の検討の進め方について
 - (5) その他
- 6 閉会

(配布資料)

- ・ 資料 1-1 「社会保障カード（仮称）に関する議論の経緯」
- ・ 資料 1-2 「社会保障カード（仮称）に期待される役割」
- ・ 資料 2-1 「現行の年金手帳・被保険者証について」
- ・ 資料 2-2 「現行の年金記録情報の提供方法について」
- ・ 資料 2-3 「現行の医療費通知等について」
- ・ 資料 3 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」
- ・ 資料 4 「社会保障分野の情報セキュリティと IC カードの活用について」
- ・ 資料 5 「今後の検討スケジュール（案）」
- ・ （参考） 「年金手帳・健康保険証等の様式」

社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会 開催要綱

1 趣旨

「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」（平成19年7月5日 政府・与党）において、年金の記録を適正かつ効率的に管理するとともに、常にその都度国民が容易にご自身の記録を管理でき、年金の支給漏れにつながらないようにするため、年金記録管理の在り方を抜本的に見直すこととされており、その一環として、社会保障カード（仮称）を平成23年度中を目途に導入することとされている。

また、本年7月26日にIT戦略本部が決定した「重点計画－2007」において、年金手帳や健康保険証、更には介護保険証としての役割を果たす社会保障カード（仮称）を平成23年度中を目途に導入することを目指し、システム基本構想等について検討を行い、本年内を目途に結論を得ることとされている。

このため、年内を目途に社会保障カード（仮称）に関する基本構想を取りまとめる必要があることから、厚生労働省政策統括官（社会保障担当）が、有識者の参集を得て、本検討会を開催する。

2 検討事項

社会保障カード（仮称）に関する基本構想

- ・ 制度設計・基盤整備に関すること
- ・ セキュリティの確保・個人情報の保護等に関すること
- ・ 実施・評価・費用負担等の在り方に関すること
- ・ その他

3 検討会の構成

- (1) 委員の構成は別紙のとおりとする。
- (2) 検討会には、委員の互選により、座長を置くこととし、座長は検討会を総括する。
- (3) 検討会には必要に応じて、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

4 検討会の運営

- (1) 検討会の議事は、検討会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 必要に応じて、検討会の下に作業部会を設置し、検討を効率的に進める。
- (3) 検討会の事務局を政策統括官付社会保障担当参事官室に置く。
- (4) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会において定める。

附則

この要綱は、平成19年9月21日から施行する。

社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会 委員

（敬称略 50音順）

	大江 和彦	東京大学大学院医学系研究科教授
座長	大山 永昭	東京工業大学大学院理工学研究科教授
	駒村 康平	慶應義塾大学経済学部経済学科教授
	高山 憲之	一橋大学経済研究所教授
	田中 滋	慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授
	辻本 好子	NPO法人ささえあい医療人権センター COML（コムル）理事長
	樋口 範雄	東京大学法学部教授
	堀部 政男	一橋大学名誉教授
	南 砂	読売新聞東京本社編集委員
	山本 隆一	東京大学大学院情報学環准教授

※ オブザーバー：関係府省

社会保障カード（仮称）に関する議論の経緯

○ 平成19年4月5日 「IT新改革戦略 政策パッケージ」（IT戦略本部）（抜粋）

(ア) 国民の健康情報を大切に活用する情報基盤の実現

実現のための方策

・・・希望する個人が健診情報等の健康情報の閲覧・管理に役立てるための「健康ITカード（仮称）」の導入について2007年度中に検討し、結論を得る。

○ 平成19年5月15日 「医療・介護の質向上・効率化プログラム」

16. 健康ITカード（仮称）の導入に向けた検討

【目標・指標】

・平成19年中を目途に、健康ITカード（仮称）の導入に向けた検討を行い、結論を出す。

【政策手段】

- 平成19年中を目途に、下記の事項について検討を行う。
 - ・ 社会保障分野全体を視野に入れたシステムの基本構想づくり
 - ・ 個人情報の保護
 - ・ 社会保障番号（仮称）の付番方法、カードへの登載方法、費用分担
 - ・ 費用対効果

○ 平成19年6月19日 「基本方針2007」（閣議決定）（抜粋）

4. 質の高い社会保障サービスの構築

(2) 年金

・ コンピュータシステムの刷新や新たな年金記録管理システムの構築を図る。

(3) 社会保障の情報化の推進

・ 個人が自分の健康情報、年金や医療等の給付と負担等の情報を簡単にオンライン等で入手・管理できるとともに、社会保障に関する手続を安全かつ簡単に行うことができる仕組みの構築を目指す。このため、「電子私書箱」（仮称）を検討し、平成22年頃のサービス開始を目指すとともに、「健康ITカード」（仮称）の導入に向けた検討を行い、平成19年内を目途に結論を得る。これらについては、密接な連携をとって一体的な推進を図ることとし、平成19年度内に、個人情報の保護等に留意しつつ、全体的な基本構想を作成する。

○ 平成19年7月5日

「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(政府・与党)
(抜粋)

Ⅲ 新たな年金記録管理システムの構築

1. 新たな年金記録管理システムの導入【平成23年度中を目途】

現行の旧式の記録管理システム(レガシーシステム)を刷新するとともに、住民基本台帳ネットワークとの連携を確立する。これにより、住所異動、氏名変更、死亡といった変動に、社会保険庁の側から十分に対応できていなかった従来のシステムを根本的に改め、これらの変動がある度に年金管理記録に反映される仕組みとする。

2. 「社会保障カード」(仮称)の導入【平成23年度中を目途】

銀行通帳のような方式ではなく、個人情報を保護する観点から記載内容が他人に見られないよう十分なセキュリティ確保を行った上で、1人1枚の「社会保障カード」(仮称)を導入する。

また、このカードは年金手帳だけでなく、健康保険証、更には介護保険証の役割を果たす。さらに、お年寄りなどご本人の希望があった場合には、写真を添付し身分証明書としてお使いいただけるものである。年金の記録については、窓口における年金記録の確認はもとより、自宅においても常時、安全かつ迅速に確認できるようになる。

また、このカードは、基礎年金番号の重複付番の防止にも役立つものである。

○ 平成19年7月26日 「重点計画-2007」(IT戦略本部) (抜粋)

イ) 社会保障カード(仮称)の推進(厚生労働省)

年金手帳や健康保険証、更には介護保険証としての役割を果たす「社会保障カード(仮称)」を2011年度中を目途に導入することを目指す。その際、電子私書箱(仮称)の検討(後掲Ⅱ. 2. 2参照)と連携しつつ、希望する個人が健診情報等の健康情報の閲覧・管理に役立てるための仕組みの導入に向け、システム基本構想等について検討を行い、2007年内を目途に結論を得る。

社会保障カード(仮称)に期待される役割

- 年金記録管理の在り方を抜本的に見直し、常にその都度、国民がご自身の年金記録を確認でき、年金の支給漏れにつながらないようにする。
- 他人に内容が見られないよう、十分なセキュリティを確保した上で、1人1枚の社会保障カード(仮称)を導入する。このカードは、年金手帳・健康保険証・介護保険証の役割を果たす。
- 希望者には、顔写真を添付し、身分証明書としても使用可能なものとする。
- 希望する個人が健診情報等の健康情報の閲覧・管理に役立てることが可能となるようにする。

※ 「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」
(平成19年7月5日 政府・与党)

※ 「重点計画-2007」(平成19年7月26日 IT戦略本部)

今後の検討スケジュール

- 10月 論点の整理
(2回程度を予定)
- 11月 保険者団体等との意見交換
・作業部会を設置し開催
(数回程度)
- 12月 基本構想のとりまとめ
(2回程度)

生活保護の事務手続き等について

1. ホームレスに対する保護の適用

(1) ホームレスにかかる生活保護の要件について

生活保護は、その者の資産や稼働能力等すべてを活用した上でも、生活に困窮する場合に適用になるものである。

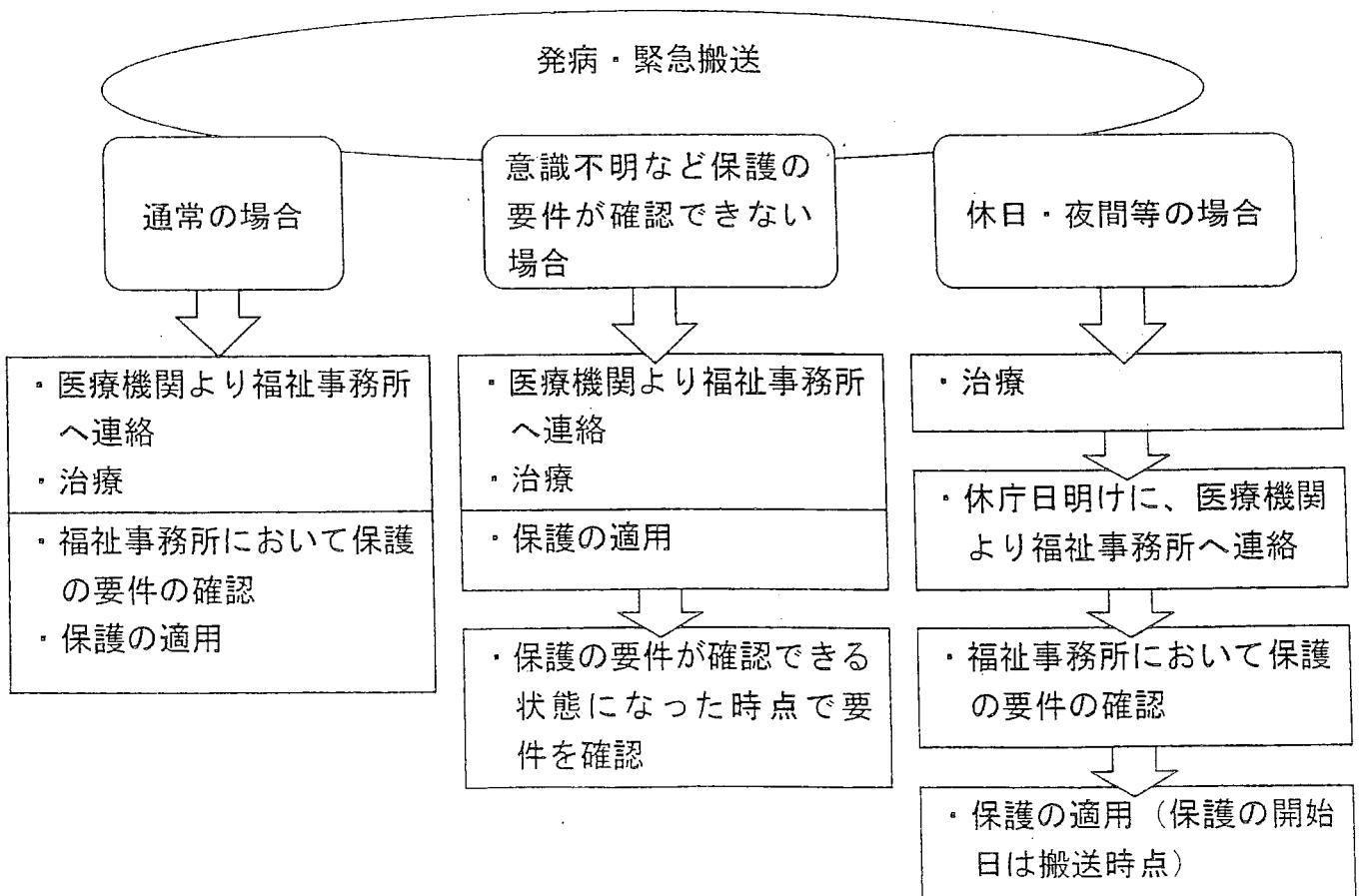
生活保護については、困窮に至った原因を問わず無差別平等に行われるものであることから、ホームレスについても一般の者と同様に、手持ち金等の資産、稼働能力等を活用することが保護の適用の要件となる。

(2) ホームレスが緊急搬送された場合における生活保護適用の流れ

ホームレスが医療機関に緊急搬送された場合、①医療機関から福祉事務所に連絡を行い、②連絡を受けた福祉事務所の職員が医療機関に出向き保護の要件を確認した上で、③生活保護の適用を行うこととなる。

休日・夜間等に搬送された場合など、福祉事務所において直ちに保護の要件が確認できない場合については、後日速やかに、保護の要件の確認を行った上で、搬送された時点を開始時期として生活保護の適用を行うこととなる。

【フロー図】



○ホームレスに対する生活保護の適用について(抄)

(平成15年7月31日社援保発第0731001号)

(厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

2 基本方針の留意点

- (6) 病気等により、急迫した状況にある者については、申請が無くとも保護すべきものであり、その後、要保護者の意思確認が可能となった場合には、保護受給の意思確認を行い、保護の申請(保護の変更申請)が行われたときには、保護の要件を確認した上で、必要な保護を行うこと。

なお、要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については、連絡体制を整えるなど医療機関との連携を図り、早急に実態を把握した上で、急迫保護の適用の要否を確認すること。

2. 生活保護廃止後の事務手続き等

(1) 国民健康保険への加入手続き

保護が廃止となる場合、直ちに国民健康保険に加入することが必要となるが、保護を廃止する際、国民健康保険への加入手続きが適切に行われるよう、福祉事務所において国保担当課に連絡を行うなど、加入手続きの支援を行っているところである。

(2) 医療券の修正等

被保護者が受診する際には、各月毎に発行する医療券を医療機関に提出することとなっているが、月途中で生活保護を廃止する場合については、医療券の有効期間を保護の廃止日までにするなど、既に発行した医療券を修正することとなる。

そのため、保護を廃止する際は、すみやかに福祉事務所から医療機関に「保護が廃止になり、廃止日以降については医療保険での受診になる」旨を連絡するとともに、既に発行した医療券の修正を行っているところである。

○生活保護法（昭和25年法律第144号）（抜粋）

（保護の補足性）

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

（申請保護の原則）

第7条 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

（費用返還義務）

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

医療扶助事務手続きの流れ

